

令和4年度
苫小牧市
ゼロカーボンハウス
促進補助金の手引き



関係書類は、苫小牧市ホームページにてダウンロードすることができます。

<http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shizen/kankyohozen/suishin/>

令和4年度から、エコジョーズ、エコフィール、コレモは
補助対象外となります。

令和4年10月1日改訂版

目次

補助の申請期間	1
補助の対象者	1
補助条件	1
書類作成上の注意	1
補助対象システム一覧	2
補助の申請	4
手続きの流れ	4
補助申請の添付書類	5
Q&A よくある質問	7

対象者及び条件

◆ 補助の申請期間

令和4年4月11日(月)～令和5年3月末日 【予算(700万円)に達し次第終了】
※令和4年度から、**エコジョーズ、エコフィール、コレモ**は補助対象外となります。

◆ 補助の対象者

市内に自ら居住する住宅(店舗併用住宅の住宅部分を含む。)又は敷地内に対象システムを購入し、設置する者とする。

◆ 補助条件

- ①住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、苫小牧市の住民基本台帳に記録されている市民及び市内に居住予定である者。
- ②市税を滞納していないこと。
- ③既存住宅に対象システムを設置する場合、購入又は設置を市内に事務所を有する法人又は個人事業者に依頼していること。
- ④苫小牧市暴力団の排除に関する条例(平成27年条例第33号)第2条第2号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- ⑤令和4年4月1日以降に設置し、令和5年3月末日までに補助金交付申請書を提出できること。※この期限を経過した申請書の提出については受理いたしません。
設置工事終了日が、令和4年4月1日以降令和5年3月末日以内であれば対象となります。
- ⑥これまで自らを含め同一世帯内に補助対象システム一覽に掲げる補助対象設備において、同一設備の補助を利用した者がいないこと。

◆ 書類作成上の注意

- 補助申請に要する各種様式、記載例はホームページよりダウンロードできます。また、市役所1階案内、市内各コミセン、出張所にも設置しています。
- 一連の書類には同一の印鑑を使用してください。なお、シャチハタ等のスタンプ印は使用できません。
- 申請書類には修正液、修正テープ、消せるボールペンは使用できません。訂正は、二重線を引き申請書と同一の印で訂正してください。
- 申請書類等の申請者名欄には、住民票と同じ漢字での記載をしてください。(高・高、斉・齋など)
- 補助金額、手続方法、注意事項等必ず全ての事項をご理解のうえ申請を行ってください。また、代行手続をされる方は、事前に申請者へ制度の説明を十分に行ってください。

- 苫小牧市が指定する以外の様式（独自に作成されたもの等）での提出は受付できません。
- 申請書類が全て揃わなければ受付できません。書類の修正中、差し替え中の方に対する予約または電話での受付は行っておりませんのでご注意ください。

補助対象システム一覧

- 補助の対象システムは下表の要件を満たし未使用品（中古品は除く）とする。

※エコキュートは既存住宅のみ補助対象となります。

対象システム	対象システムの要件	補助金算定	補助金額
太陽光 発電システム	①太陽電池モジュールの公称最大出力合計値又はパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか小さい方の値が 10kW 未満（増設等の場合は既存分も含める。）であること。 ②JIS 基準等に基づく製品認証を受けていること。 ③低圧配電線と逆潮流有りで連系し、電力事業者と電力需給契約を締結すること。	・対象システムの購入・設置に要する費用の 1/10 ・消費税を除く ・千円未満切捨て	上限 150,000 円 ※新築、既存の 区別なし
CO ₂ 冷媒 ヒートポンプ 給湯器 (エコキュート)	①CO ₂ を冷媒として使用する空気熱源方式のヒートポンプ式であること。 ②寒冷地に対応であること。 ③既存住宅への取付であること。	・対象システムの購入・設置に要する費用の 1/10 ・消費税を除く ・千円未満切捨て	既存住宅 上限 45,000 円 ※既存住宅のみ
ホームエネルギー マネジメントシステム (HEMS)	①住居の電力使用量を計測・蓄積し、電力使用量の「見える化」ができること。 ②「ECHONET Lite」規格を標準規格として搭載していること。 ③家電製品等の自動制御ができること。 ④太陽光発電等の発電設備及び蓄電池と接続機能があること。	・対象システムの購入・設置に要する費用の 1/10 ・消費税を除く ・千円未満切捨て	上限 20,000 円 ※新築、既存の 区別なし

対象システム	対象システムの要件	補助金算定	補助金額
定置用 リチウムイオン蓄電池	<p>①常時、太陽光発電と接続するリチウムイオン蓄電池であること。(接続する太陽光発電システムは新設・既設を問わない。)</p> <p>②公称蓄電容量が 1kWh 以上であること。</p> <p>③メーカー指定の環境条件に設置すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 対象システムの購入・設置に要する費用の 1/10 消費税を除く 千円未満切捨て 	<p>上限 120,000 円</p> <p>※新築、既存の 区別なし</p>
ビークルツーホーム (V2H)	<p>①電気自動車と住宅とを分電盤を通じて電力を相互に供給するシステムであること。</p> <p>②国が平成 26 年度以降に実施する充電インフラ整備促進に係る補助事業の対象となる充電システムまたは電力変換効率や充電性能などが当該システム以上であること。</p> <p>③常時、太陽光発電と接続すること。(接続する太陽光発電システムは新設・既設を問わない。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 対象システムの購入・設置に要する費用の 1/10 消費税を除く 千円未満切捨て 	<p>上限 50,000 円</p> <p>※新築、既存の 区別なし</p>
給電装置	<p>①HV 車、PHV 車、EV 車に搭載される AC100V/1,500W コンセントから、直接、住宅内特定回路へ電力を供給できる装置であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 対象システムの購入・設置に要する費用の 1/10 消費税を除く 千円未満切捨て 	<p>上限 30,000 円</p> <p>※新築、既存の 区別なし</p>

申請について

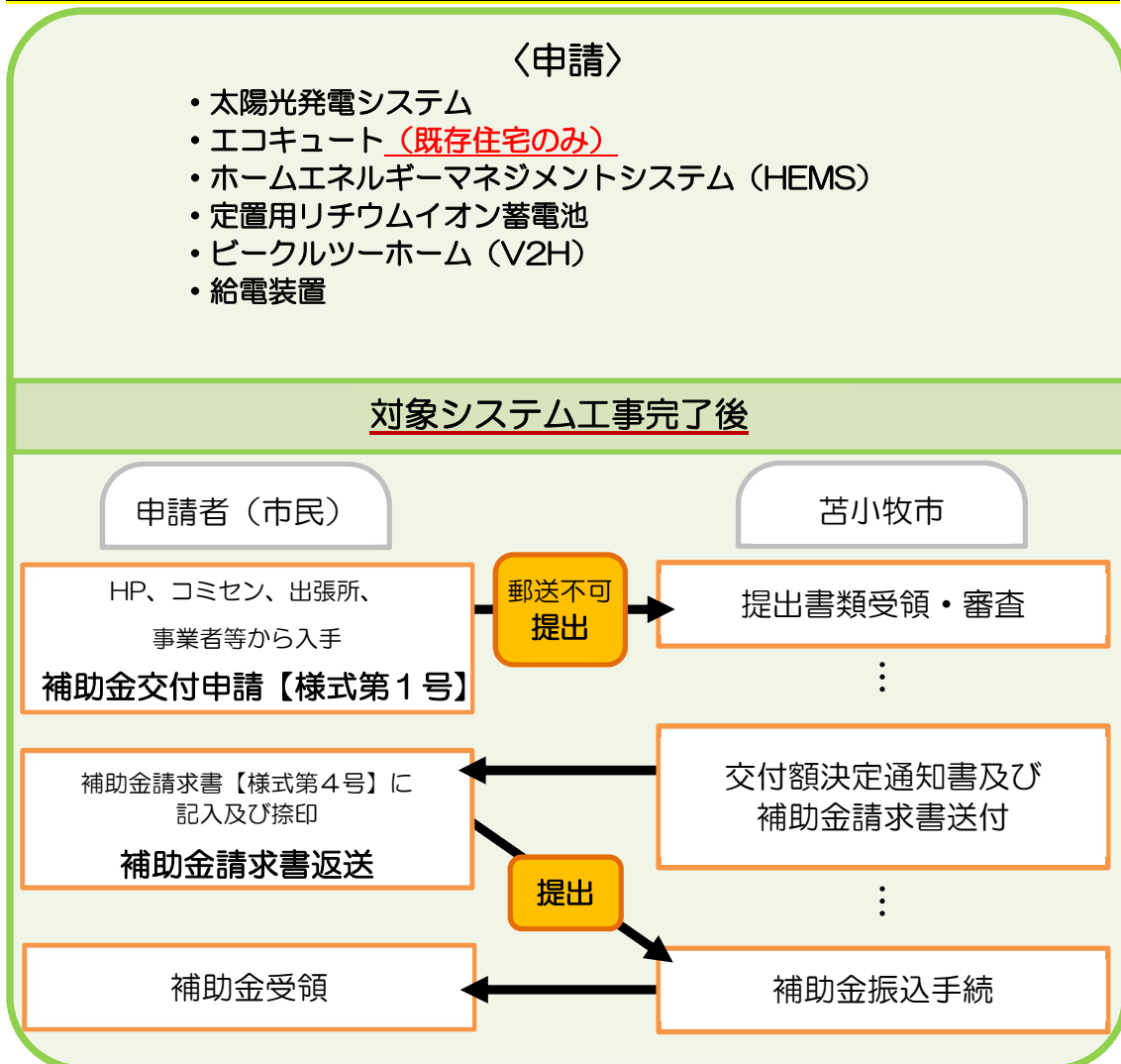
◆ 補助の申請

工事完了後、補助金交付申請書【様式第1号】に、添付資料を添え環境保全課へ直接提出して下さい(郵送不可)。なお、補助申請は、「同一年度1世帯につき1回限り」、「1回の申込につき6機種の同時申請まで可能」、「申請は1機種につき1台に限る」という制限がりましたが、令和4年度からは、これがなくなります。

- ※注意 1 補助金交付申請書及び添付書類の郵送による受付は行いません。
2 申請は先着順となります。

手続きの流れ

◆ 補助金受領までの流れ



◆ 補助申請の添付書類

- ① 市税の完納証明書（発行後3ヶ月以内） ※1
- ② 位置図（設置した住宅等の位置がわかる住宅地図など）
- ③ 対象システムの仕様及び対象要件が記載されたもの(仕様及び対象要件が確認できるカタログ等。**太陽光の場合はモジュール及びパワーコンディショナーの仕様も確認できるカタログ等が必要**)。
- ④ 経費内容が明記されている書類の写し（見積書等）
（新築工事及びリフォーム等で、対象システムを補助対象外のものと一緒に設置する場合は、必ず補助対象設備費用内訳書【様式第10号】を提出すること）
- ⑤ 系統連系に係る契約のご案内の写し ※2
- ⑥ 工事請負契約書等の写し
- ⑦ 対象システムの購入・設置に係る費用の支払いが確認できる書類の写し
 - ・ 申込者名義宛に発行された領収書等を添付してください。
 - ・ 補助対象機器以外の工事金額が含まれている場合は、「～設置費含む」を必ず明記してください。
例)「住宅用太陽光発電システム設置費含む」、「エコキュート設置費含む」など。
その場合の領収書等は、添付書類⑥にある工事請負契約書等に記載のある金額の支払いが確認できるものをご用意ください。
 - ・ 振込明細、ローン契約申込書(控)の写しなど金銭授受が証明できれば代替可能です。
- ⑧ 製品証明書【様式第7号】（製品が新品であることの証明）
- ⑨ 対象システム設置**前後**の写真（カラー、撮影日を記載すること）※新築の場合は設置後写真
 - 太陽光発電 : ○モジュール ※3 ○対象システムが確認できる住宅全景 ※4
 - パワーコンディショナー ○モニター画面（発電量を表示したもの）
 - エコキュート : ○ヒートポンプユニット ○リモコン付表示モニター
 - 貯湯タンク
 - HEMS : ○モニター画面（電気使用量等を表示したもの）
 - 計測装置（分電盤）
 - 定置用蓄電池 : ○蓄電池本体 ○電力変換装置（パワーコンディショナーなど）
 - V2H : ○EV用パワーコンディショナー
 - モニター画面（発電量を表示したもの）
 - 給電装置 : ○給電装置を設置した住宅の全景写真
 - 装置の設置状態が確認できる写真
- ⑩ 設置承諾書【様式第8号】 ※5
- ⑪ 住民票の原本又は写し（発行後3ヶ月以内）
- ⑫ 振込依頼書【様式第9号】（申請者本人の口座を記載してください。）

※1 市税全て（市・道民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税）が対象となります。市税の課税がない場合は課税証明書を添付してください。市税の完納証明書及び住民票は市役所1階窓口サービス課で発行しております。なお、住吉・豊川・駅前各証明取扱所、沼ノ端・のぞみ・勇払各出張所、でも発行しております。

完納証明書が発行されない場合は、【様式第11号】（国民健康保険に加入の場合は様式第12号）の提出をもって完納証明書に代えることができます。ただし、市税の滞納状況を確認するまでは時間がかかります。

※2 太陽光発電システム、定置用リチウムイオン蓄電池、V2Hを設置した場合。

※3 枚数が確認できる写真となります。

※4 全景に太陽光パネルが映らない場合、申請者氏名、住所、モジュールの枚数が記載された設置図面でも可。

※5 対象システムを設置する住宅等が申請者の所有に属さない場合、又は共有名義の場合に必要となります。

◆ 補助金の交付

補助金交付申請書の書類審査が終わり次第、交付額決定通知書と補助金請求書【様式第4号】を送付します。

申請者様より補助金請求書を受理してから、速やかにご指定金融機関へ振込を行います。なお、振込が完了した旨については連絡いたしませんので通帳などによりご確認ください。

◆ 調査のお願い

交付を受けた方に必要に応じて対象システムの使用状況等の調査を行います。また、太陽光発電システムを設置された方には、発電量等について調査票を配布しますので提出をお願いします。

◆ 住宅借入金等特別控除を申請する場合

住宅の取得等に関し補助金（国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいいます。）の交付を受けた場合は、その住宅の取得等の対価の額又は費用の額からその補助金等の額を控除して（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を計算しなくてはなりません。詳しくは、苫小牧税務署にお問い合わせください。

Q&A よくある質問

- Q1 対象システムを設置する不動産名義が親の場合、補助の対象になりますか？**
A1 補助の対象となります。対象システムを設置する住宅や敷地の所有者が申請者以外の場合については、所有者からの設置承諾書をご用意ください。
- Q2 単身赴任中の夫の代わりに妻が申請することができますか？**
A2 当該住宅に住んでいる、今後住む予定であるご家族の方が申請者となられても構いませんが、添付書類の全てが申請者と同一でなければなりません。
- Q3 令和4年3月に対象システムを設置し、4月以降に補助金交付申請書を提出しても補助の対象となりますか？**
A3 補助の対象になりません。会計年度毎(4月1日から翌年3月31日)の事業となり、設置と申請は同一会計年度でなくてはなりません。
例) × 令和4年3月20日設置⇒令和4年4月10日申請書提出
○ 令和4年4月1日設置⇒令和4年4月10日申請書提出
- Q4 新築住宅の場合、申請書に記入する住所は現在の住所ですか？**
A4 補助金交付申請書提出時には新築住宅に居住していることが必要となりますので、提出時までに転入・転居届の手続きをお願いします。補助金交付申請書に住民票(写し可)を添付してください。
- Q5 分割払いで購入した場合、添付書類の領収書や内訳書などはどうしたらいいですか？**
A5 分割払いで対象システムを購入した場合は、領収書の代わりに、分割払いに係る契約書の写しを添付してください。
- Q6 市外から転入してきましたが、苫小牧市の完納証明書は必要ですか？**
A6 補助金交付申請書提出時に市税が課税されていなければ不要です。また、転入前の市町村の完納証明書は不要です。
- Q7 申請者以外の名義の口座に補助金を振り込んでもらうことはできますか？**
A7 原則、申請者名義の口座への振り込みになります。
- Q8 申請書類に不備がある場合でも受け取ってもらえますか？**
A8 申請書類に不備がある場合は受理できません。予算枠が残り少ない場合は混み合う可能性がありますので、再度ご用意していただく間に受付が終了することもあります。提出書類を再度確認していただき提出して下さい。
- Q9 予算枠に到達した場合は、何か告知してもらえますか？**
A9 苫小牧市ホームページにて、予算枠が残りわずかとなりましたら随時お知らせいたします。事前に電話でのご確認をお勧めいたします。
※補助金申請の事前の電話予約などは一切行っておりません。
- Q10 申請は郵送しても受け取ってもらえますか？**
A10 郵送中の事故等の可能性、また、内容の確認が必要なため、持ち込みでの申請となります。

Q11 建売住宅を購入した場合は、補助の対象になりますか？

A11 新築住宅扱いとなります。エコキュート以外の対象システムは、当該年度に設置された証明をすることが条件で対象となります。

Q12 リースでも補助の対象になりますか？

A12 対象システムを購入し、設置する者が条件となるため、リースは補助の対象になりません。

Q13 系統連系契約を申し込んだが、まだ完了していない場合でも受け付けてもらえますか？

A13 系統連系契約の申請状態が受付済であることがわかる書類の添付があれば、申請可能です。（経済産業省資源エネルギー庁ホームページの再生可能エネルギー電子申請マイページ等で確認可能です。）

Q14 完納証明書を発行できないと言われた場合、申請はできませんか？

A14 市道民税が勤務先で給与天引きされている方（特別徴収）については、勤務先が毎月10日までに市役所に納めることになっております。勤務先からの納付時期にもよりますが、納付後1～2週間程度確認が取れない場合があり、未納がある場合は発行できないこととなっております。そのため、上記の理由で完納証明書の発行できない場合に限り、【様式第11号】の提出を以って完納証明書の代わりとすることができます。また、国保税についても時期により同様のケースがありますので、その際には【様式第12号】の提出を以って完納証明書の代わりとします。ただし、税情報の確認に時間がかかるため、確認が終わるまで交付予定者とはなりませんのでご了承ください。

Q15 中古住宅を購入した場合は、補助の対象となりますか？

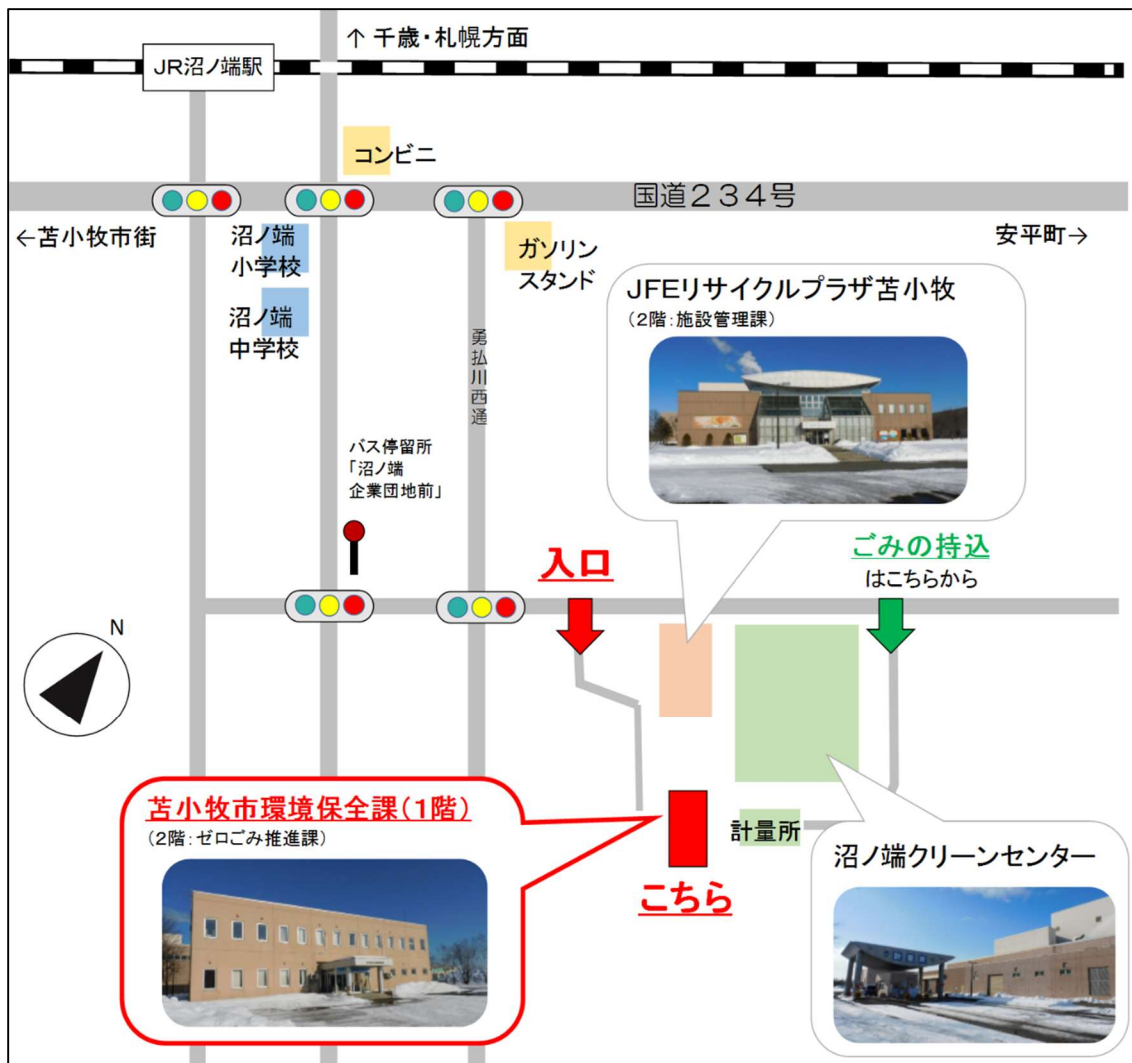
A15 既に対象システムが設置されている中古住宅を購入した場合は、補助の対象になりません。

ただし、中古住宅購入の際に対象システムへ機器を付け替え、設置に係る費用を支払っている場合は、既存住宅扱いとして、申請することができます。

Q16 太陽光発電システムは、10kW以上のものは対象になりますか？

A16 パワーコンディショナーの定格出力が10kW未満であるなどの理由から、電力会社と10kW未満(増設の場合は増設分を含む)の発電施設の電力需給契約を締結する場合は対象になります。

【環境保全課へのアクセス】



お問い合わせ先

苫小牧市環境衛生部環境保全課

所在地 : 〒059-1364 苫小牧市字沼ノ端2番地25

TEL : (0144) 57-8806

FAX : (0144) 57-8809

E-mail : kankyo-hozen@city.tomakomai.hokkaido.jp